

議案第22号説明資料

平成28年3月17日

大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例  
及び大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

資料

改正概要	.....	1
改正内容	.....	1
新旧対照表		
第1条関係	.....	2～4
第2条関係	.....	5～7

総務課

# 大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例及び大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

## 1 改正概要

平成28年1月22日に地方公務員災害補償法施行令の一部を改正する政令が、また同年2月24日に非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令が公布され、その規定が平成28年4月1日に施行されることに伴い、関連条例の一部を改正するものです。

## 2 改正内容

- (1) 大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正
- (2) 大磯町消防団員等公務災害補償条例の一部改正

### <変更内容>

- ① 傷病補償年金と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正  
調整率 「0.86」 ⇒ 「0.88」
- ② 特殊公務災害※加算部分の調整率の改正 (改正箇所:大磯町消防団員等公務災害補償条例)  
調整率 「0.91」 ⇒ 「0.92」  
**※特殊公務災害とは、非常勤消防団員等が、生命・身体に対する高度の危険が予測される状況下において人命の救助等に従事し、そのため公務上の災害を受けたものをいう。**
- ③ 休業補償と障害厚生年金等が支給される場合の調整率の改正  
調整率 「0.86」 ⇒ 「0.88」

### (3) 施行日

平成28年4月1日

大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 新旧対照表（第1条関係）

改正案		現行	
第1条～第24条 省略		第1条～第24条 省略	
<p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2 省略</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>		<p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2 省略</p> <p>（他の法令による給付との調整）</p> <p>第5条 年金たる補償の額は、当該補償の事由について次の表の左欄に掲げる年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第14条の2を除く。）による年金たる補償の年額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる補償の年額から当該補償の事由について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額の合計額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とし、これらの額に50円未満の端数があるときは、これを切り捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	
傷病補償年金	省略	省略	省略
	障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88	
	省略	省略	省略
	省略	省略	省略
	省略	省略	省略
	省略	省略	省略
障害補償年金	省略	省略	省略
	省略	省略	省略
	省略	省略	省略

改正案

現行

	省略	省略
	省略	省略
	省略	省略
遺族補償年金	省略	省略
	省略	省略
	省略	省略
	省略	省略
	省略	省略
	省略	省略

	省略	省略
	省略	省略
	省略	省略
遺族補償年金	省略	省略
	省略	省略
	省略	省略
	省略	省略
	省略	省略
	省略	省略

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じて同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

2 休業補償の額は、同一の事由について次の表の左欄に掲げる法律による年金たる給付が支給される場合には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる法律による年金たる給付の種類に応じて同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額がこの条例の規定による休業補償の額から同一の事由について支給される当該年金たる給付の額の合計額を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）とする。

省略	省略
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

省略	省略
障害厚生年金等（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
省略	省略
省略	省略
省略	省略
省略	省略

附 則 (抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

改正案	現行
<p><u>2 第1条の規定による改正後の大磯町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第1項及び第2項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。</u></p> <p>別表第1・別表第2 省略</p>	<p>別表第1・別表第2 省略</p>

大磯町消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表（第2条関係）

改正案	現行						
第1条～第30条 省略	第1条～第30条 省略						
<p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2 省略</p> <p>（他の法律による給付との調整）</p> <p>第5条 省略</p>	<p>附 則</p> <p>第1条～第4条の2 省略</p> <p>（他の法律による給付との調整）</p> <p>第5条 省略</p>						
<p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>	<p>2 年金たる損害補償を受ける権利を有する者が、当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について次の表の左欄に掲げる年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合（前項に規定する場合を除く。）には、当分の間、この条例の規定にかかわらず、この条例の規定（第19条の2を除く。）による年金たる損害補償の額に、同表の左欄に掲げる当該年金たる損害補償の種類に応じ同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付ごとに同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該年金たる損害補償の額から当該年金たる損害補償の事由となった障害又は死亡について支給される同表の中欄に掲げる当該法律による年金たる給付の額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給するものとし、その額に50円未満の端数があるときは、これを切捨て、50円以上100円未満の端数があるときは、これを100円に切り上げるものとする。</p>						
<table border="1"> <tr> <td>傷病補償年金 （第18条の2に 規定する公務上 の災害に係るも のを除く。）</td> <td>障害厚生年金等 省略</td> <td>0.88 省略</td> </tr> </table>	傷病補償年金 （第18条の2に 規定する公務上 の災害に係るも のを除く。）	障害厚生年金等 省略	0.88 省略	<table border="1"> <tr> <td>傷病補償年金 （第18条の2に 規定する公務上 の災害に係るも のを除く。）</td> <td>障害厚生年金等 省略</td> <td>0.86 省略</td> </tr> </table>	傷病補償年金 （第18条の2に 規定する公務上 の災害に係るも のを除く。）	障害厚生年金等 省略	0.86 省略
傷病補償年金 （第18条の2に 規定する公務上 の災害に係るも のを除く。）	障害厚生年金等 省略	0.88 省略					
傷病補償年金 （第18条の2に 規定する公務上 の災害に係るも のを除く。）	障害厚生年金等 省略	0.86 省略					
<table border="1"> <tr> <td>傷病補償年金 （第18条の2に 規定する公務上</td> <td>障害厚生年金等</td> <td>0.92（第1 級の傷病等 級に該当す</td> </tr> </table>	傷病補償年金 （第18条の2に 規定する公務上	障害厚生年金等	0.92（第1 級の傷病等 級に該当す	<table border="1"> <tr> <td>傷病補償年金 （第18条の2に 規定する公務上</td> <td>障害厚生年金等</td> <td>0.91（第1 級又は第2 級の傷病等</td> </tr> </table>	傷病補償年金 （第18条の2に 規定する公務上	障害厚生年金等	0.91（第1 級又は第2 級の傷病等
傷病補償年金 （第18条の2に 規定する公務上	障害厚生年金等	0.92（第1 級の傷病等 級に該当す					
傷病補償年金 （第18条の2に 規定する公務上	障害厚生年金等	0.91（第1 級又は第2 級の傷病等					

改正案			現行		
の災害に係るものに限る。)		る障害に係る傷病補償年金にあつては、 <u>0.91</u> )	の災害に係るものに限る。)		級に該当する障害に係る傷病補償年金にあつては、 <u>0.90</u> )
	省略	省略		省略	省略
障害補償年金	省略	省略	障害補償年金	省略	省略
(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	省略	省略	(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	省略	省略
障害補償年金	省略	省略	障害補償年金	省略	省略
(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	省略	省略	(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	省略	省略
遺族補償年金	省略	省略	遺族補償年金	省略	省略
(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	省略	省略	(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものを除く。)	省略	省略
遺族補償年金	省略	省略	遺族補償年金	省略	省略
(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	省略	省略	(第18条の2に規定する公務上の災害に係るものに限る。)	省略	省略

3・4 省略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄

3・4 省略

5 休業補償を受ける権利を有する者が、同一の事由について次の表の左欄

改正案

に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

省略	省略
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.88
省略	省略

6・7 省略

第6条 省略

附 則（抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

3 第2条の規定による改正後の大磯町消防団員等公務災害補償条例（以下「消防新条例」という。）附則第5条第2項及び第5項の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた消防新条例第4条第3号に規定する傷病補償年金（以下この項において単に「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下この項において単に「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

現行

に掲げる法律による年金たる給付の支給を受ける場合には、当分の間、第8条の規定にかかわらず、同条の規定による休業補償の額に、同表の左欄に掲げる当該法律による年金たる給付の種類に応じ同表の右欄に掲げる率を乗じて得た額（その額が当該休業補償の額から同一の事由について支給される当該法律による年金たる給付の額（当該法律による年金たる給付の数が2である場合にあっては、その合計額）を365で除して得た額を控除した残額を下回る場合には、当該残額）を支給する。

省略	省略
障害厚生年金等（当該損害補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）	0.86
省略	省略

6・7 省略

第6条 省略